

日頃、静岡県行政に関心を寄せていただき、ありがとうございます。

先日頂いた御意見につきましては、静岡県健康福祉部 企画政策課、福祉長寿政策課地域包括ケア推進室、福祉指導課、障害者政策課及び疾病対策課からお返事いたします。

また、お返事が遅くなり、大変申し訳ありませんでした。

○第一の御要望について

まず、障害保健福祉関係主管課長会議資料の周知につきまして、貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

介護サービス系事業所における化学物質過敏症の利用者に対する配慮については、厚生労働省の当該会議資料において事業者にも周知するよう

依頼があったことから、令和6年5月7日にメールにより介護サービス事業所に周知を行いました。

訪問看護事業所につきましては、令和6年4月26日に事業者団体である、静岡県訪問看護ステーション協議会のホームページに当該会議資料

及び消費者庁において作成された香りへの配慮に関する消費者庁作成ポスター（以下、「消費者庁作成ポスター」という。）のデータを掲載いたしました。

医療機関につきましては、消費者庁作成ポスターを活用した啓発について依頼し、化学物質過敏症の方に対する理解に努めるよう、求めてきたところです。

○第二の御要望について

県はこれまで、化学物質過敏症への配慮を求める内容の文書を市町や関係機関に送付し（令和4年）、また、県民だよりに啓発記事を掲載（令和5年6月号）したほか、消費者庁作成ポスターを庁内（県庁西館4階）の掲示板に掲示するとともに（令和5年7月）、ホームページにも掲載するなど、化学物質過敏症への配慮を求めてまいりました。

県といたしましては、国の動向を踏まえて、今後もこのような取組を続けてまいります。

なお、障害がある人への合理的な配慮に関しては、本県では「差別の解消に関する静岡県職員対応マニュアル」を定めて、全職員に周知しております。

このマニュアルの中では、行政機関においては、「個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵

害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うこと」が求められていると定めております。

こういったマニュアル等も参考に、来庁者から化学物質過敏症であることの申し出があった場合には、適切な対応に努めてまいります。

○第三の御要望について

こちらにつきましては、関係する部署に共有させていただき、今後の施策の参考にさせていただきます。

このたびは貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。

県といたしましては、引き続き、関係する部署で連携しながら、化学物質過敏症の方への配慮に取り組んでまいります。

今後とも、県政への御理解と御協力をお願いいたします。

令和6年5月9日

静岡県健康福祉部 政策管理局企画政策課長 村松 聡
福祉長寿局福祉長寿政策課 地域包括ケア推進室長 大山 智司
福祉長寿局福祉指導課長 鈴木 立子
障害者支援局障害者政策課長 増井 重広
医療局疾病対策課長 小松 栄治